

# 令和8（2026）年度とちぎの食と農業アクションプロジェクトnote運営業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「令和8（2026）年度とちぎの食と農業アクションプロジェクトnote運営業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

## 1 業務名

令和8（2026）年度とちぎの食と農業アクションプロジェクトnote運営業務

## 2 業務の目的・概要

本事業は、本県の食と農業に対する県民の理解深化や応援行動の促進に向けた県民参加型運動「とちぎの食と農業アクションプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）の展開に向け、メディアプラットフォーム「note」を活用した情報発信について、効果的・効率的な方法を提案し、実施するものとする。

## 3 委託期間

契約日から令和9（2027）年3月19日（金）までとする。

## 4 委託金額

2,750,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 5 業務内容

### （1）「note」の運営

- ・プロジェクトに係る情報を発信するため、甲が所有する「note」公式アカウントを運営すること。
- ・ログイン情報（ID・パスワード）は甲が管理し、乙はこれを借用して運用すること。
- ・基本操作、投稿手順、トラブル対応方法等を記した運営マニュアルに従って運用すること。
- ・記事の投稿に当たっては、プロジェクトに対するユーザーの共感を得る又は興味関心を喚起するような内容とし、月1回以上、合計10本以上を投稿すること。なお、投稿する記事については、事前に甲の了解を得ること。
- ・投稿する記事は、表1に掲げるテーマに沿って作成すること。また、乙からの提案に基づく甲乙協議により、表1に掲げた以外のテーマの記事を作成することができるものとする。
- ・記事の投稿に当たっては、甲の指定する#を付与すること。また、よりユーザーの興味関心を喚起する#について、乙は甲に提案できることとする。
- ・投稿記事の作成に必要な記者の確保（記者の選定、記事の著作権等に係る調整、執筆料及び取材に係る経費の支払い）は、乙が行うこと。
- ・投稿記事の作成に必要な取材（協力者の選定、協力者等の肖像権、著作権等に係る調整、配信媒体の同意を含む一切の調整及び許可等の諸手続等）は、乙が行うこと。なお、取材先は、甲の指定または乙の提案に基づく甲乙協議により決定することとする。
- ・投稿した記事について、「いいね」の数等から、どのような要素が投稿のエンゲージメントに影響

を与えているのかを分析し、その結果を基に、よりユーザーの関心を引き、アカウント閲覧者からの反応が期待できる内容となるように工夫すること。

- ・「note」のマガジン機能を活用し、ユーザーの定期的な閲覧の促進や、利便性向上に資するレイアウトの工夫をすること。なお、マガジンの項目については、乙の提案に基づく甲乙協議で決定することとする。

【表1】

No.	テーマ	内容
1	生産者の取組や農村振興に関する こと	食を支える生産現場での取組や、生産者の消費者への 思い、農村の活性化に向けた取組等
2	食品が食卓に届くまでの工程に関 すること	生産現場から、加工、流通、小売り等を経て食品が届 く工程等
3	食育推進全国大会に関する こと	令和6年6月に本県で開催される食育推進全国大会の 準備、当日の様子、その後の活動等

## (2) 「note」の保守管理

- ・アカウントのトップページ画像は、プロジェクトイメージや季節等に合わせたデザインに適宜変更すること。
- ・スマートフォン、タブレット及びPCによる動作確認について、一般的な通信回線速度環境等を十分に考慮した上で実施し、各デバイスに最適化された表示がされるように確認すること。
- ・スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android端末等において支障なく表示されることを確認すること。PCについては、一般的な性能を有する端末において支障なく表示されることを確認すること。

## (3) その他

- ・乙からの提案に基づく甲乙協議により、「note」閲覧者数を増やすための取組を実施することができるものとする。

## 6 業務中間報告の実施

- (1) 乙は、本業務の遂行状況を取りまとめた業務中間報告書を令和8（2026）年10月末までに作成し、甲に提出すること。
- (2) 乙は、作成した業務中間報告書により、甲に対して業務の進捗を報告すること。なお、業務中間報告書の作成等に当たっては、事前に内容について協議すること。

## 7 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を甲に提出し、甲の検査を受けること。

(3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 8 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

## 9 成果物等

- ・ 乙は、成果物等について表2のとおり甲に提出すること。
- ・ 電子データは、原則としてMicrosoft社のWord、Excel、PowerPointで編集可能な形式とすること。
- ・ 提出時期の具体的な期日は、実施計画書作成時に甲と協議の上、決定すること。

【表2】

成果物等	内 容	形式等	提出期限
実施計画書	企画提案書を基に具体的な業務内容をまとめた資料	紙1部及び電子データ	契約締結後10日以内
業務中間報告書	本業務の遂行状況及び報告にまでの実績をまとめた資料	紙1部及び電子データ	令和8（2026）年10月末日
実績報告書	本業務の実績をまとめた資料	紙1部及び電子データ	令和9（2027）年3月19日まで
議事録	会議や打合せの議事録	電子データ	随時
業務で作成した物品・記録等	5の（1）～（3）による物品・記録等 一式 なお、納品するときは、納品書を付して行わなければならない。 【留意事項】 ・「note」運営記録として、記事一覧（タイトル、公開日、URL）はエクセル等で管理すること。 ・使用した画像、動画、バナー素材はフォルダに整理し、保存すること。 ・アクセス解析（閲覧数、コメント数など）は月次で記録、管理すること。 ・投稿スケジュール、企画書、構成案などの運営資料も成果物として整理すること。		

## 10 委託料の支払

全ての業務完了後、精算払とする。

## 11 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、甲と協議を重ねながら、適切に履行すること。なお、個人情報及び情報セキュリティの取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 事業の成果及び制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれる場合には、契約の段階で協議の上、定めるものとする。

その場合は、仕様書の内容を一部変更可能とする。

- (3) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 業務で撮影が必要な場合は、事前に施設等の管理者、出演者等に撮影及び撮影した画像・動画配信の許可を得ること。
- (5) 乙が業務を行うために、取材等により撮影したクリエイティブがある場合、甲乙協議により、甲に提供が可能であるクリエイティブ（著作権、肖像権等を侵害しないもの）は、撮影終了後に甲に提供し、契約期間終了後も必要に応じて改変等するなどして、甲が使用できるものとする。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を利用するときは、乙が法律上の権利問題を解消した上で使用すること。
- (7) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲乙協議により、業務を進めるものとする。
- (8) なお、本件は令和8（2026）年度予算が成立することを条件とした国の交付金を活用し実施する事業であり、交付決定がなされなかった場合又は減額されたときは、このプロポーザルの変更、中止等を行うことがある。

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

**第1** 乙は、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

**第2** 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

**第3** 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

**第4** 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

**第5** 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

**第6** 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

**第7** 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

**第8** 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

**第9** 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したと

きは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

**第10** 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

**第11** 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

**第12** 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

**第13** 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

**第14** 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

## 情報セキュリティ特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に関係する栃木県情報セキュリティ基本方針、栃木県情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順の項目を遵守して、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

### (業務の責任者及び従事者)

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

### (作業場所の特定)

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

### (情報へのアクセス)

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

### (技術的安全管理措置)

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) アクセス制御
- (2) アクセス者の識別と認証
- (3) 外部からの不正アクセス等の防止
- (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

### (教育の実施)

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

### (秘密の保持)

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報
- (2) この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
- (1) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報
  - (2) 甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
  - (3) 甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの
  - (4) 甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報
- 3 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

(目的外利用の禁止)

第8条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第9条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(第三者への秘密情報の提供)

- 第10条 乙は、第7条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。
- 2 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。
- 3 乙は、第1項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。
- (1) 法令に基づき提供が求められた場合
  - (2) 合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同等以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合
- 4 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

(再委託)

- 第11条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。
- 3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第19条 第7条、第8条、第9条、第10条、第18条、第20条、第21条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第20条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。